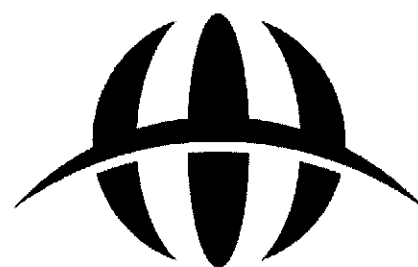


宇部市・山陽小野田市広域消防運営計画

(案)



宇 部 市



山陽小野田市

平成23年(2011年)10月

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会

目 次

はじめに

第1章 現況と課題

1 構成市の概要

- (1) 宇部市の概要 ----- 1
- (2) 山陽小野田市の概要 ----- 1

2 消防に関する状況

- (1) 消防本部、消防署・所の配置状況 ----- 2
- (2) 消防職員の状況 ----- 3
- (3) 消防用車両の状況 ----- 5
- (4) 消防活動の状況 ----- 5
- (5) 防火対象物、危険物施設等の状況 ----- 6

3 消防を取り巻く状況

- (1) 人口の減少と高齢化の進行 ----- 6
- (2) 財政運営状況 ----- 6
- (3) 消防救急無線のデジタル化 ----- 7

第2章 消防広域化の効果

1 市民サービスの向上

- (1) 災害発生時における初動体制の強化 ----- 8
- (2) 統一的な指揮下での効果的な部隊運用 ----- 8
- (3) 消防署・所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮 ---- 9

2 人員配置の効率化と充実

- (1) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強 ----- 10
- (2) 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化 ----- 10

3 消防体制の基盤の強化 ----- 11

4 効果のまとめ ----- 11

第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1 基本的事項

- (1) 広域化の方式 ----- 12
- (2) 広域化開始のスケジュール ----- 12
- (3) 消防本部の名称 ----- 12
- (4) 消防本部の位置 ----- 12

2	組 織	
(1)	消防本部の組織	1 3
(2)	消防本部の権限	1 3
(3)	部隊運用	1 3
(4)	指令センター	1 3
(5)	消防署・所の配置及び管轄区域	1 3
(6)	消防署員の勤務形態	1 4
3	人 事、処 遇	
(1)	定員配置	1 5
(2)	採用計画	1 5
(3)	身分（任用、階級等）	1 6
(4)	給与（諸手当含む。）	1 6
(5)	福利厚生	1 6
(6)	教育、訓練及び研修	1 7
4	施設整備	
(1)	消防施設等整備計画	1 7
(2)	通信指令システム（無線デジタル化含む。）	1 8
5	経 費	
(1)	経費負担割合	1 8
(2)	財産取扱	1 8
6	組合運営	
(1)	一部事務組合の運営	1 9
(2)	システム関係（財務会計、人事給与等）	1 9

第4章 構成市の防災に係る関係機関との連携に関する事項

1	防災・国民保護担当部局との連携	2 0
2	消防団との連携	
(1)	構成市の消防団との連携	2 0
(2)	構成市の消防団事務への協力	2 0

第5章 消防協力団体の運営及び医療機関との連携に関する事項

1	消防協力団体の運営	2 1
2	医療機関との連携	2 1

はじめに

消防は、近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの高度化・多様化等取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

全国の消防本部では、限られた人員、機材の有効活用を図り、それぞれの地域の実情に応じた消防体制の確立に努めてきました。

しかしながら、国と地方における財政の危機的状況の一層の深刻化、少子高齢化の急速な進行等消防を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、住民の安全・安心を守るという責務を十分に果たしていくためには、今まで以上の効率的な消防体制の確立が急務となっています。

このため、国は、住民の安全・安心を守るという消防に課せられた責任を確実に果たしていくためには、市町村の消防広域化を推進する必要があることから、平成18年(2006年)6月に消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。)を改正し、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(平成18年消防庁告示第33号)を策定しました。

また、山口県は、改正後の組織法の規定等に基づいて、平成20年(2008年)5月に「山口県消防広域化推進計画」を策定し、消防力に関する現状や将来の見通し等を踏まえ、消防の広域化を推進する必要があると認められる市町の組合せや、広域化を推進するために必要な措置について定め、平成24年(2012年)度までを目標とした市町の自主的な消防の広域化を推進することとしました。

これらを受け、宇部市及び山陽小野田市は、平成21年(2009年)11月に市長及び消防長並びに市長部局の関係部長を構成員とした「宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会」を設置し、両市の消防広域化について協議を行い、市街地や石油コンビナートが一体化し、都市形態も類似している宇部市と山陽小野田市において消防広域化は、市民にとって広域化のメリットが十分期待でき、また、課題解決の方針が整ったことから、組織法第34条第1項の広域消防運営計画を両市で共同して作成するため、平成23年(2011年)1月4日に「宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会」を設置しました。

この広域消防運営計画は、広域化後の宇部市・山陽小野田市の消防における円滑な運営を確保するため、組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び山口県消防広域化推進計画を踏まえ、同協議会において両市の総意のもとに策定されたものであり、新たに設立する宇部・山陽小野田消防組合の基本的な計画として位置づけされるものです。

第1章 現況と課題

1 構成市の概要

(1) 宇部市の概要



宇部市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

交通環境を見ると、鉄道は山陽本線及び宇部線が東西に走り、高速道路は山陽自動車道が市の中央部を横断し、海浜部には重要港湾である宇部港があり、山口宇部空港も市街地に近い位置にあるなど、陸海空それぞれの交通環境が整っています。

気候は、温暖で、雨が比較的少ない典型的な瀬戸内海式気候で、市中央部以北の丘陵地には豊かな自然があふれ、様々な動植物が生息しています。

また、南は海に面していることから、山と海の幸にも恵まれています。市街地には真締川や厚東川が流れ、貴重な水辺環境を有しています。

今日の宇部市発展の礎は、明治期以降の石炭産業の振興により築かれました。

その後、我が国のエネルギーの需要構造の転換にいち早く対応し、近代的な工業都市へと変ぼうを遂げ、現在も瀬戸内有数の臨海工業地帯を形成しています。

この間、急激な工業化の進展に伴い生じた、ばいじん降下による大気汚染などの公害問題に対し、産官学民一体となった「宇部方式」による公害対策に取り組み、この環境改善を図った実績は、産業発展と市民福祉の調和を目指す先進的事例として広く知られるところとなり、平成9年（1997年）、国連環境計画（UNEP）から「グローバル500賞」を受賞し、これまでの環境の保護・改善への功績が高く評価されています。

(2) 山陽小野田市の概要



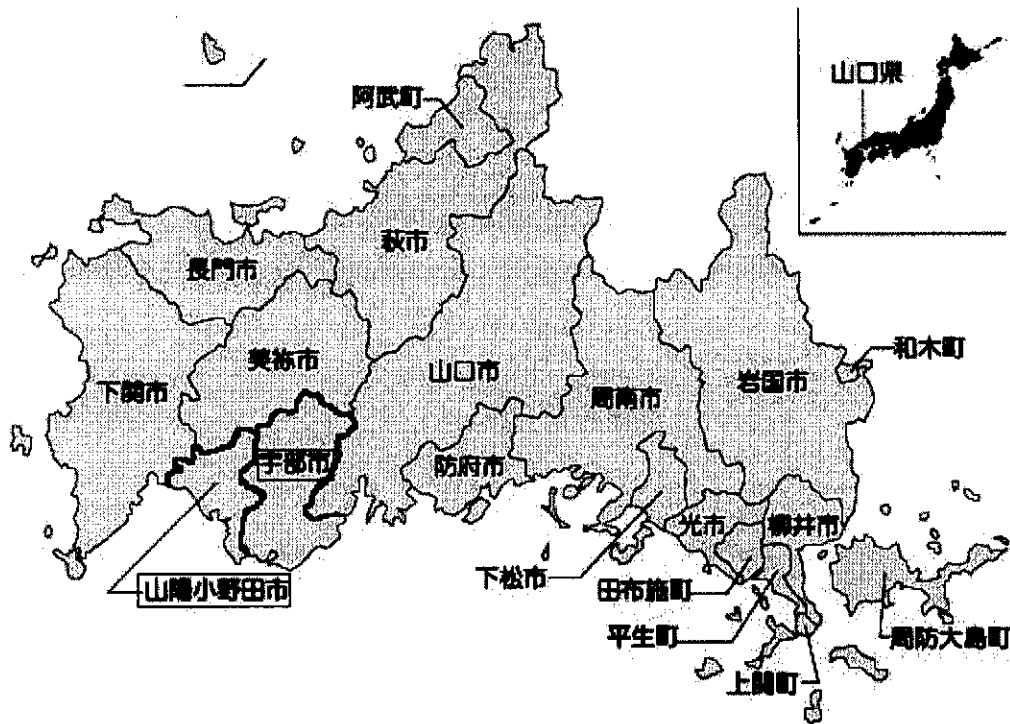
山陽小野田市は、山口県の南西部に位置し、東は宇部市、西は下関市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

市中央部から南部の丘陵地や干拓地を中心に発達した市街地を取り囲むように里山、河川、海などの豊かな自然のほか、森と湖に恵まれた公園や海や緑に囲まれたレクリエーション施設があり、優れた自然環境に包まれています。

気候は、年間を通じて温暖で、降水量の少ない典型的な瀬戸内型気候を示し、生活環境としても産業立地上も好条件を備えています。また、市内には山陽自動車道、JR山陽新幹線厚狭駅があり、隣の宇部市には山口宇部空港があるなど、高速交通網の利便性にも富んでいます。

古くから山陽道や山陰と山陽を結ぶ交通要衝の地として栄え、古墳時代から当地を治めていた豪族がいたことを示す古墳群が分布しています。中世から近世初頭に「信濃の国から長門の国に住み着いて厚狭川に大きな堰を造って、荒地であった千町ヶ原に水路を引き、美田をつくった」という大工事がなされていますが、公的な記録には、いつ誰によって築かれたのか、発見されておらず、ここから「厚狭の寝太郎」伝説が誕生したと言われています。

江戸時代には石炭産業が盛んになり、明治期以降、日本初の民間セメント会社が創立されるなど、窯業・化学工業を中心に工業の街として発展してきました。この窯業の歴史を踏まえて、平成15年（2003年）、きららビーチ焼野にガラス工房がオープンし、全国レベルの現代ガラス展なども開催されています。



	人口(人)	世帯数	面積(Km ²)
宇部市	174,064	77,989	287.71
山陽小野田市	66,157	28,336	132.99
計	240,221	106,325	420.70

H23.4.1 現在

2 消防に関する状況

(1) 消防本部、消防署・所の配置状況

① 宇部市の配置状況

1 消防本部、2 消防署、3 出張所

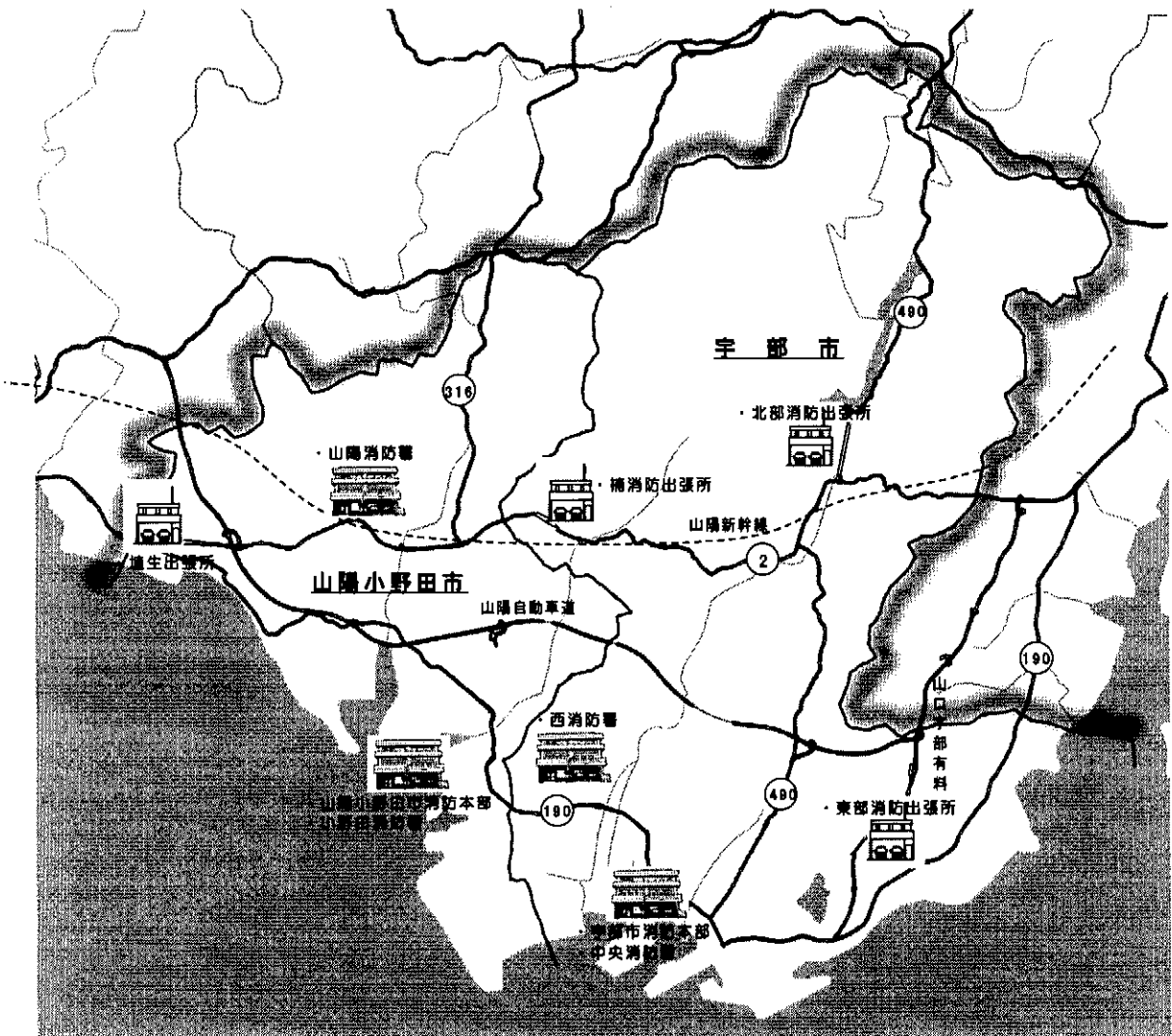
本部、署・所名称	所在地
宇部市消防本部	宇部市港町二丁目3番30号
宇部市中央消防署	"
" 東部消防出張所	宇部市大字西岐波761番地
宇部市西消防署	宇部市大字東須恵707番地4
" 北部消防出張所	宇部市大字荒瀬11051番地
" 楠消防出張所	宇部市大字船木467番地6

② 山陽小野田市の配置状況

1 消防本部、2 消防署、1 出張所

本部、署・所名称	所在地
山陽小野田市消防本部	山陽小野田市高栄一丁目6番1号
小野田消防署	"
山陽消防署	山陽小野田市大字鴨庄94番地
" 埴生出張所	山陽小野田市大字埴生3229番地12

③ 消防本部、消防署・所配置図



(2) 消防職員の状況 (H23. 4. 1 現在)

① 職員数及び階級別吏員数

項目	消防職員						階級別吏員実員							
	定員	実員	消防吏員		事務職員		消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	士	
			男	女	男	女								
消防本部														
宇部市	194	192	188	2	1	1	1	8	23	35	65	37(1)	21(1)	
山陽小野田市	110	103	102	0	1	0	1	7	9	25	34	3	23	
合計	304	295	290	2	2	1	2	15	32	60	99	40(1)	44(1)	

※()内は女性職員の内数

② 所属別職員配置数(実員)

	宇部市消防本部(192人)	山陽小野田市消防本部(103人)
消防本部	(4課-42人) ○消防長、次長 ■総務課(9) 内、広域化協議会事務局 派遣1人 県消防学校初任教育 入校1人 ■警防課(9) ■通信指令課(13) ■予防課(9)	(3課、1室-33人) ○消防長、次長 ■総務課(10) 内、広域化協議会事務局 派遣1人 県消防防災へり 派遣1人 県消防学校初任教育 入校2人 ■警防課(3) ■通信指令室(9) ■予防課(9)
消防署・所	(2署-3出張所-150人) ■中央消防署(60) 内、県消防防災へり 派遣1人 ・東部消防出張所(21) ■西消防署(35) ・北部消防出張所(17) ・楠消防出張所(17)	(2署-1出張所-70人) ■小野田消防署(35) ■山陽消防署(27) ・埴生出張所(8)

③ 年齢別職員数

項目	年齢別実員								平均年齢
	25才以下	26～30才	31～35才	36～40才	41～45才	46～50才	51～55才	56才以上	
宇部市	7	14	28	34	26	23	37	23	43.1
山陽小野田市	12	11	11	18	7	12	12	20	41.8
合計	19	25	39	52	33	35	49	43	42.6

④ 勤続年数別職員数

項目	勤続年数別実員								平均年数
	5年以下	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	31～35年	35年以上	
宇部市	19	8	29	43	11	30	39	13	21.3
山陽小野田市	18	13	7	19	5	10	13	18	20.0
合計	37	21	36	62	16	40	52	31	20.8

⑤ 職員派遣状況等

項目	山口県消防防災航空隊	消防広域化事務局	市防災担当課(人事交流)
宇部市	1	1	1
山陽小野田市	1	1	1
合計	2	2	2

(3) 消防用車両の状況

(台)

消防本部	車両	消防ポンプ自動車	はしご自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	救急自動車
宇部市		10	1	3	2	6
山陽小野田市		6	1	1	2	4
合計		16	2	4	4	10

※消防力の整備指針に定める車両の充足率は100%である。

(4) 消防活動の状況

① 火災の状況

火災の発生状況は、平成19年(2007年)に一旦は減少し、その後は増加傾向にあったが、平成22年(2010年)に減少に転じている。

【過去5年間の火災発生件数】

消防本部	年	H18	H19	H20	H21	H22
宇部市		93	71	81	86	79
山陽小野田市		37	30	27	34	25
合計		130	101	108	120	104

② 救急の状況

救急発生状況は、平成18年(2006年)から平成20年(2008年)まで減少傾向にあったが、平成21年(2009年)からは増加に転じている。

【過去5年間の救急の状況】

消防本部・区分	年	H18	H19	H20	H21	H22
宇部市	出場件数	7,235	7,173	6,797	6,823	7,257
	搬送人員	6,564	6,513	6,111	6,061	6,314
山陽小野田市	出場件数	2,656	2,646	2,624	2,747	3,006
	搬送人員	2,481	2,481	2,450	2,528	2,772
合計	出場件数	9,891	9,819	9,421	9,570	10,263
	搬送人員	9,045	8,994	8,561	8,589	9,086

③ 救助の状況

救助発生件数は、毎年160件程度で推移しているが、平成22年(2010年)に急増したのは、平成22年(2010年)7月15日に発生した大雨災害によるものである。

【過去4年間の救助の状況】

消防本部	年	H19	H20	H21	H22
宇部市		119	99	115	134
山陽小野田市		53	48	53	101
合計		172	147	168	235

(5) 防火対象物、危険物施設等の状況

両市の施設数は 11,068 施設となっており、これらの施設に対する査察件数は、2,475 件となっている。

施設数に対する査察件数は、毎年 25%程度で、十分に実施できていないのが現状である。

【防火対象物・危険物施設数及び査察件数】

項目	防火対象物数	危険物施設数	査察件数
消防本部			
宇部市	6,850	893	1,706
山陽小野田市	2,581	744	769
合計	9,431	1,637	2,475

※ 施設数はH23.4.1現在、査察件数はH22年度

3 消防を取り巻く状況

(1) 人口の減少と高齢化の進行

両市の人口は、平成 23 年(2011 年)4 月 1 日現在、240,221 人(宇部市 174,064 人、山陽小野田市 66,157 人)で平成 19 年(2007 年)4 月 1 日より 5,053 人減少している。さらに 9 年後の平成 32 年(2020 年)には約 18,000 人、14 年後の平成 37 年(2025 年)には約 28,000 人の人口減少が予想されている。

また、高齢者の人口は増加の一途をたどると予想されている。

【両市の人口の動向】

人口の推移(人)			高齢化率(%)		
年	宇部市	山陽小野田市	年	宇部市	山陽小野田市
H19	177,664	67,610	H19	23.8	24.8
H20	176,462	67,039	H20	24.4	25.4
H21	175,531	66,777	H21	25.0	26.0
H22	174,704	66,442	H22	25.4	26.5
H23	174,064	66,157	H23	25.7	26.6
H27	168,985	61,984	H27	31.0	31.4
H32	162,406	59,196	H32	33.7	34.3
H37	154,960	57,011	H37	34.8	35.4

・H19～H23は住民基本台帳及び外国人登録による4月1日現在数、H27、H32、H37は国立社会保障・人口問題研究所(H20.12推計より)

・高齢化率については、宇部市は住民基本台帳及び外国人登録、山陽小野田市は住民基本台帳より算出

(2) 財政運営状況

両市の常備・非常備消防費については、市町村合併、消防事務受託、国の経済支援対策等により一概に比較はできないが、宇部市は、常備・非常備消防費の額はやや増加傾向にあるが、割合(市総決算額に対する常備・非常備消防費決算額の割合)は、3.3%でほぼ一定である。

山陽小野田市は、常備・非常備消防費の額はやや減少しているが、割合は 4%前後で推移している。

また、普通交付税の基準財政需要額における消防費は、両市とも近年は増加傾向にあるもののほぼ一定で推移している。

【消防費の額(千円)】

項目 年度	宇 部 市					
	市総決算額	常備・非常備消防費決算額			常備・非常備消防費の割合 (%)	市民一人当たりの常備消防費 (円)
		常 備	非常備	合 計		
H18	57,571,219	1,776,335	117,677	1,894,012	3.3	9,922
H19	59,003,735	1,820,521	111,179	1,931,700	3.3	10,247
H20	59,155,785	1,824,692	109,008	1,933,700	3.3	10,340
H21	66,177,436	1,814,873	144,097	1,958,970	3.0	10,339
H22	64,893,840	2,034,430	138,063	2,172,493	3.3	12,481
	山陽小野田市					
H18	25,525,973	968,526	148,446	1,116,972	4.4	14,400
H19	26,826,248	1,031,997	101,036	1,133,033	4.2	15,264
H20	24,272,413	973,189	85,928	1,059,117	4.4	14,517
H21	26,641,242	973,024	68,838	1,041,862	3.9	14,571
H22	27,315,812	1,015,078	51,021	1,066,099	3.9	15,278

【基準財政需要額における消防費の推移(千円)】

市 年度	宇 部 市	山陽小野田市
	H18	1,958,837
H19	1,932,715	949,358
H20	1,932,698	957,445
H21	2,002,946	998,910
H22	2,096,950	1,049,541

(3) 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線は、電波法関係審査基準及び総務省告示により、平成 28 年(2016 年)5 月 31 日までにデジタル波に移行しなければならない。

山口県では、山口県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に関する整備計画(平成 20 年(2008 年)3 月山口県策定)を定め、整備を進めようとしている。その整備内容は、無線のサービスエリアは消防広域化を考慮しながら、各消防本部単位で整備し、共通波は県 1 ブロックを基本としてネットワーク化を図ることとしている。

このデジタル化に伴い、両市が単独で整備した場合は、宇部市：約 6 億 2,500 万円、山陽小野田市：約 5 億 700 万円と多額の経費が必要となるが広域化により設備の効率化が図られ、経費削減が期待できる。

※単独整備額は、山口県消防長会 H23.2「消防救急無線のデジタル化に係る電波伝搬調査及び基本設計業務書」の光方式(中間価格)による。なお、広域化により整備した場合の経費は、今後実施する実施設計により確定する。

第2章 消防広域化の効果

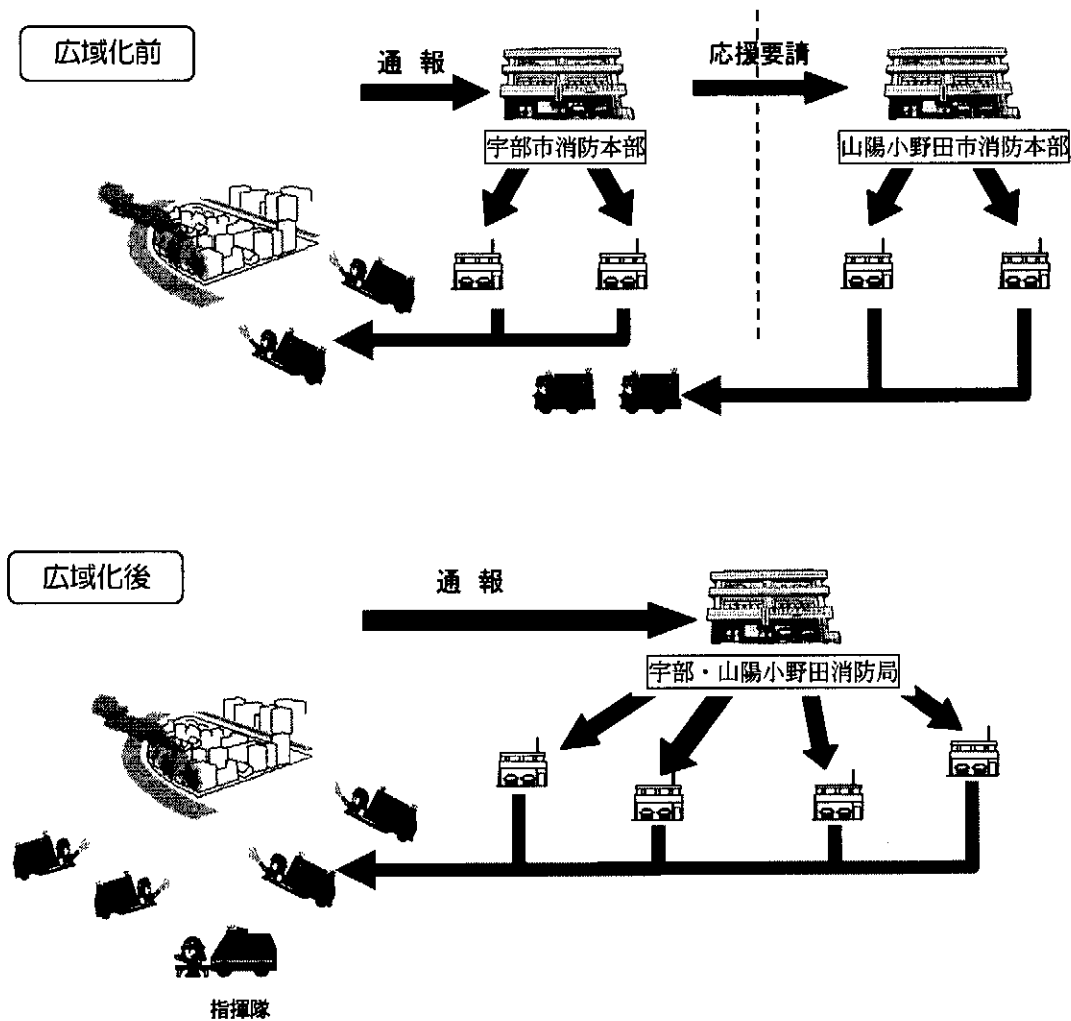
1 市民サービスの向上

(1) 災害発生時における初動体制の強化

- ① 広域化により部隊数が増えるため、初動部隊が増強されるとともに、2次出動体制が充実するなど消防力の増強が図れる。
- ② 消防相互応援協定による応援手続きが不要になり、集結時間が短縮される。

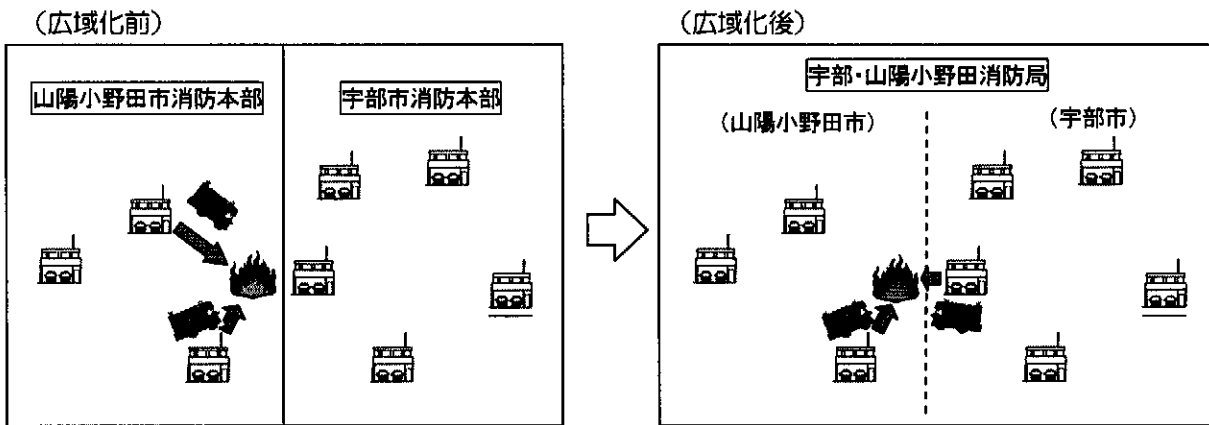
(2) 統一的な指揮下での効果的な部隊運用

応援要請による出動では、組織が一本化されていないため指揮命令系統が複雑になるが、広域化により指揮命令系統の一元化が図られることにより、効果的な部隊運用が可能となる。さらには、石油コンビナート区域の災害出動の一元化が図られる。

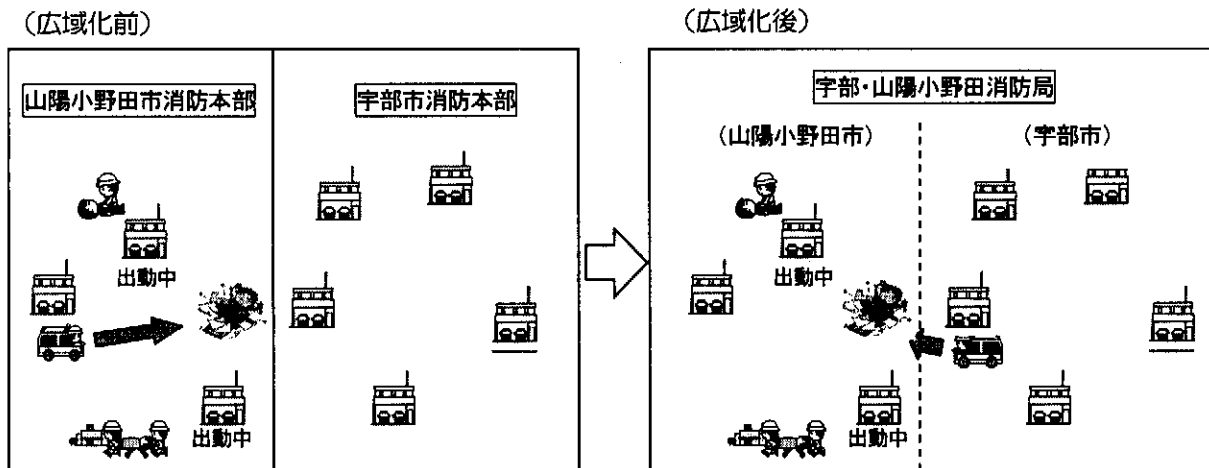


(3) 消防署・所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

① 市境界付近について、管轄区域の見直しにより、現場到着時間の短縮が図れる。



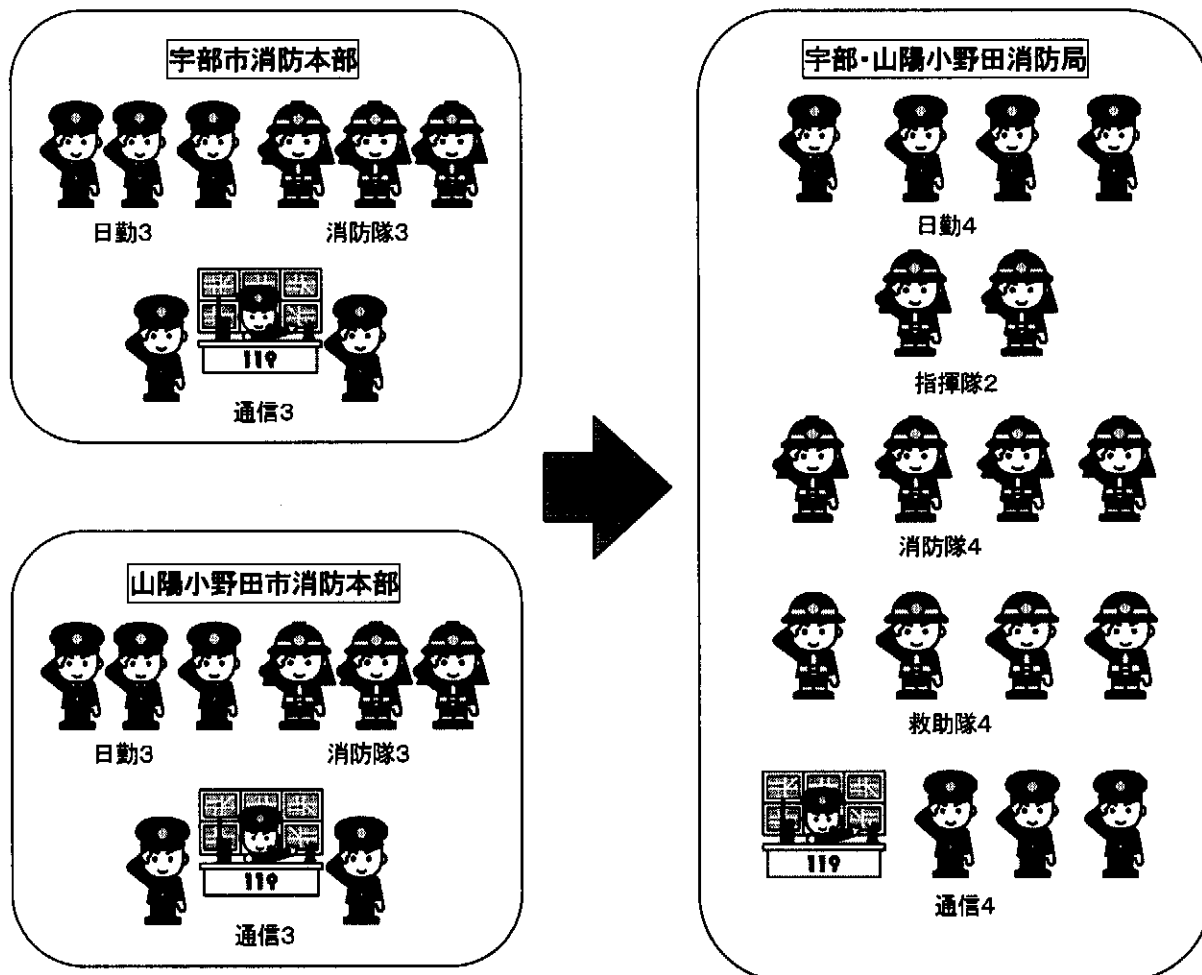
② 重複救急時の隣接消防署・所からの出動により、現場到着時間の短縮に大きな効果がある。



2 人員配置の効率化と充実

(1) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

- ① 本部事務職員、通信指令員の効率化により現場活動要員が増強される。
- ② 指揮隊の編成が可能となる。



(2) 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化

- ① 救急救命士の効率的配置により、救急救命士運用隊（高度救急隊）の確保が容易になる。
- ② 予防査察、火災原因調査等の専任化が可能となり、予防体制の強化が図られる。
- ③ 救急救命士、予防技術資格者等の職員研修派遣が計画的に実施でき、職員的能力向上により、質の高い業務の提供が可能となる。

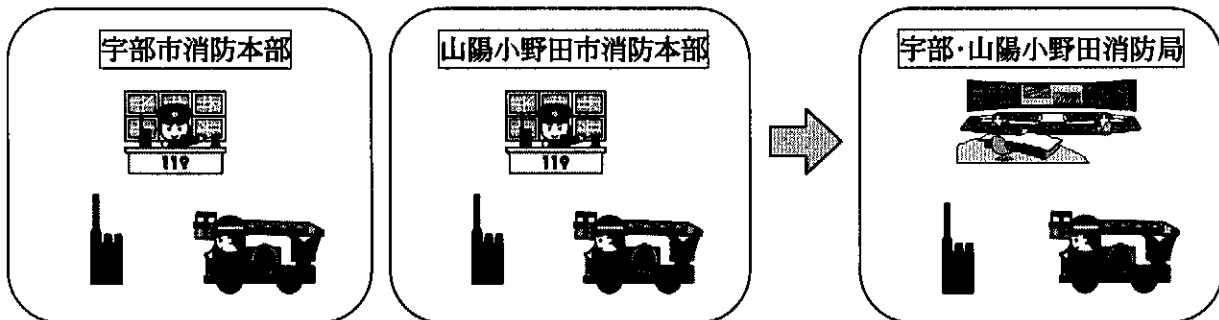


3 消防体制の基盤の強化

高度な資機材の計画的かつ効率的な整備

特殊消防資機材の重複投資が避けられ、高度な資機材の計画的かつ効率的な整備が可能となる。

特に消防救急無線デジタル化と高機能通信指令システムの整備には大きな経費削減効果が期待できる。



4 効果のまとめ

広域化の効果のうち、特に「初動体制の強化、現場活動要員の増強、現場到着時間の短縮」は、市民の安全・安心を守ることに大きなメリットが期待できる。また、高度な資機材の計画的かつ効率的な整備が可能となる。特に、消防救急無線デジタル化、高機能通信指令システムの整備には大きな経費削減効果が期待できる。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1 基本的事項

(1) 広域化の方式

両市による広域化の方式は、「一部事務組合方式」と「事務委託方式」があるが、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する「一部事務組合方式」とする。

(2) 広域化開始のスケジュール

広域化の開始は、広域化のメリットを早期に実現し、市民の安全・安心のさらなる強化を図るとともに、消防救急無線のデジタル化など高度な資機材の整備において、計画的かつ効率的な事業推進を行なうため「平成24年(2012年)4月1日」とする。

(3) 消防本部の名称

消防本部の名称は、市民への分かりやすさ及び位置の判別のしやすさを考慮し、両市の名称を併記した「宇部・山陽小野田消防局」とする。

(4) 消防本部の位置

消防局の位置は、既存の消防本部を活用することを基本とし、機能や改修コスト等を総合的に検討し、「現宇部市消防本部(宇部市港町二丁目3番30号)」とする。

なお、現山陽小野田市消防本部の庁舎は、市民や事業所等の消防訓練研修センターとして活用する。

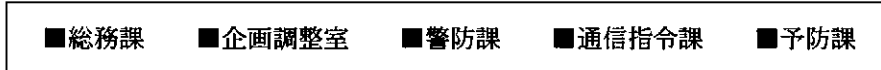
【本部庁舎の状況】

		宇 部 市	山陽小野田市
庁舎概要	所在地	宇部市港町二丁目3番30号	山陽小野田市高栄一丁目6番1号
	構 造	鉄筋コンクリート造 3階建	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 2階建
	延面積	2,720.68㎡	2,397.3㎡
	敷地面積	3,297.84㎡	11,415.85㎡
	開設年月日	H11.1.19(22年)	H11.4.1(12年)
本部事務所関係	本部事務所	260.00㎡	145.52㎡
	消防長室	43.00㎡	22.19㎡
	消防団本部室	24.00㎡	19.80㎡
	指導室	30.00㎡	25.60㎡
	会議室1	63.00㎡	-----
	会議室2(多目的ホール)	112.00㎡	195.50㎡
	書 庫	57.00㎡	31.97㎡
	雑品庫・倉庫	73.50㎡	41.36㎡
	印刷室	15.00㎡	11.20㎡
	更衣室	38.50㎡	21.62㎡
合 計	716.00㎡	514.76㎡	
通信指令室関係	通信指令室	70.00㎡	45.14㎡
	機械室	13.50㎡	17.86㎡
	仮眠室	21.00㎡	署と同一(個室)
	合 計	104.50㎡	63.00㎡

2 組織

(1) 消防本部の組織

消防本部の組織は、現行の両消防本部の組織（総務課、警防課、通信指令課（室）、予防課）を引き継ぐとともに、広域化後の構成市との事務調整及び総合的な整備計画等を策定するため、企画調整室を新たに設置し、「4課、1室」の体制とする。



(2) 消防本部の権限

消防本部の権限は、広域化により管轄区域及び組織が拡大することによる、許認可や各種申請・届出の受理に係る市民サービスの低下を防ぐため、「消防長の権限の一部（許認可等）を消防署長に移し」、消防署長の権限を強化する。

(3) 部隊運用

部隊運用は、「宇部市の基準に合わせた出動体制を基本とし」、災害対応力の強化及び現場到着時間短縮のメリットを最大限活用する活動計画を策定する。

【出動基準】

災害出動区分	宇 部 市							山陽小野田市								
	指 揮 車	救 助 工 作 車	は し こ 車	消 防 車	化 学 車	救 急 車	そ の 他	計	指 揮 車	救 助 工 作 車	は し こ 車	消 防 車	化 学 車	救 急 車	そ の 他	計
●第1次出動：災害の発生の覚知と同時に出動								●第1次出動：災害の発生の覚知と同時に出動								
●第2次出動：第1次出動の増強要請に基づく出動								●第2次出動：消防力の増強が必要な場合 (非番隊(管轄地区)の招集)								
●第3次出動：第2次出動で防ぎよ困難な場合								●第3次出動：第2次出動で防ぎよ困難な場合 (非番隊全員の招集)								
※原則として、当務員で対応。後詰として非番隊招集。																
一般建物火災	1	1		4		1		7	1			3		1		5
中高層建物火災	1	1	1	4		1		8			1	3		1		5
船舶火災	1	1		1		1		5	特別の基準なし、災害の状況により出動車両を選定							
航空機火災	1	1		4	3	6	1	16								
コンビナート火災	1	1	1	3	3	1	1	11					2	1	2	5
危険物施設(給油所等)火災	1	1		2	2	1		7				1	2	1	1	5
林野火災				4				4	1			3		1		5
※【2・3次出動】	待機車両により消防車等出動(原則、当務員)							待機車両により消防車等出動(非番員)								

(4) 指令センター

指令センターは、「広域化後も当分の間は、現行の2指令センター（宇部市及び山陽小野田市）で運用し、」広域化後に整備する通信指令システムの運用開始にあわせて、現宇部市消防本部に高機能指令センターを統一する。また、同センターに統一するまでの間は、2指令センターをホットラインで繋ぎ、一つのセンターとして運用できる体制を構築する。

(5) 消防署・所の配置及び管轄区域

消防署・所の配置は、現行のまま引き継ぎ、「4署、4出張所」とする。

各署・所の管轄区域も現行のまま引き継ぐが、高機能指令センターの運用開始にあわせて見直す。また、同センターの運用開始までは、隣接の署・所の応援体制を強化し、現場到着時間の短縮に努める。

【署・所の名称、管轄区域】(管轄区域の面積、人口はH23.4.1現在)

<宇部市管内>

署・所	管轄区域	管轄面積 (Kmf)	管轄人口 (人)
●宇部中央消防署 (現:宇部市中央消防署)	宇部市恩田、岬、見初、上宇部、川上、神原、琴芝、新川、小羽山、鶴ノ島及び藤山小学校の通学区域の全部、常盤小学校の通学区域の一部	42.81	87,822
- 東部出張所 (現:東部消防出張所)	宇部市東岐波及び西岐波小学校の通学区域の全部、常盤小学校の通学区域の一部	31.10	36,425
●宇部西消防署 (現:宇部市西消防署)	宇部市厚南、黒石、西宇部及び原小学校の通学区域の全部、厚東小学校の通学区域の一部	34.33	39,548
- 北部出張所 (現:北部消防出張所)	宇部市二俣瀬及び小野小学校の通学区域の全部、厚東小学校の通学区域の一部	102.45	3,775
- 楠出張所 (現:楠消防出張所)	宇部市船木、万倉及び吉部小学校の通学区域の全部	77.02	6,494
合計		287.71	174,064

<山陽小野田市管内>

署・所	管轄区域	管轄面積 (Kmf)	管轄人口 (人)
●小野田消防署	山陽小野田市高泊、高千帆、有帆、小野田、須恵、赤崎及び本山小学校の通学区域の全部	43.10	44,209
●山陽消防署	山陽小野田市厚狭、出合及び厚福小学校通学区域の全部	66.41	16,061
- 埴生出張所	山陽小野田市埴生及び津布田小学校の通学区域の全部	23.48	5,887
合計		132.99	66,157

(6) 消防署員の勤務形態

消防署員の勤務形態は、両消防本部が同一の2部制をとっていることから、「現行の体制のままの2部制」とする。

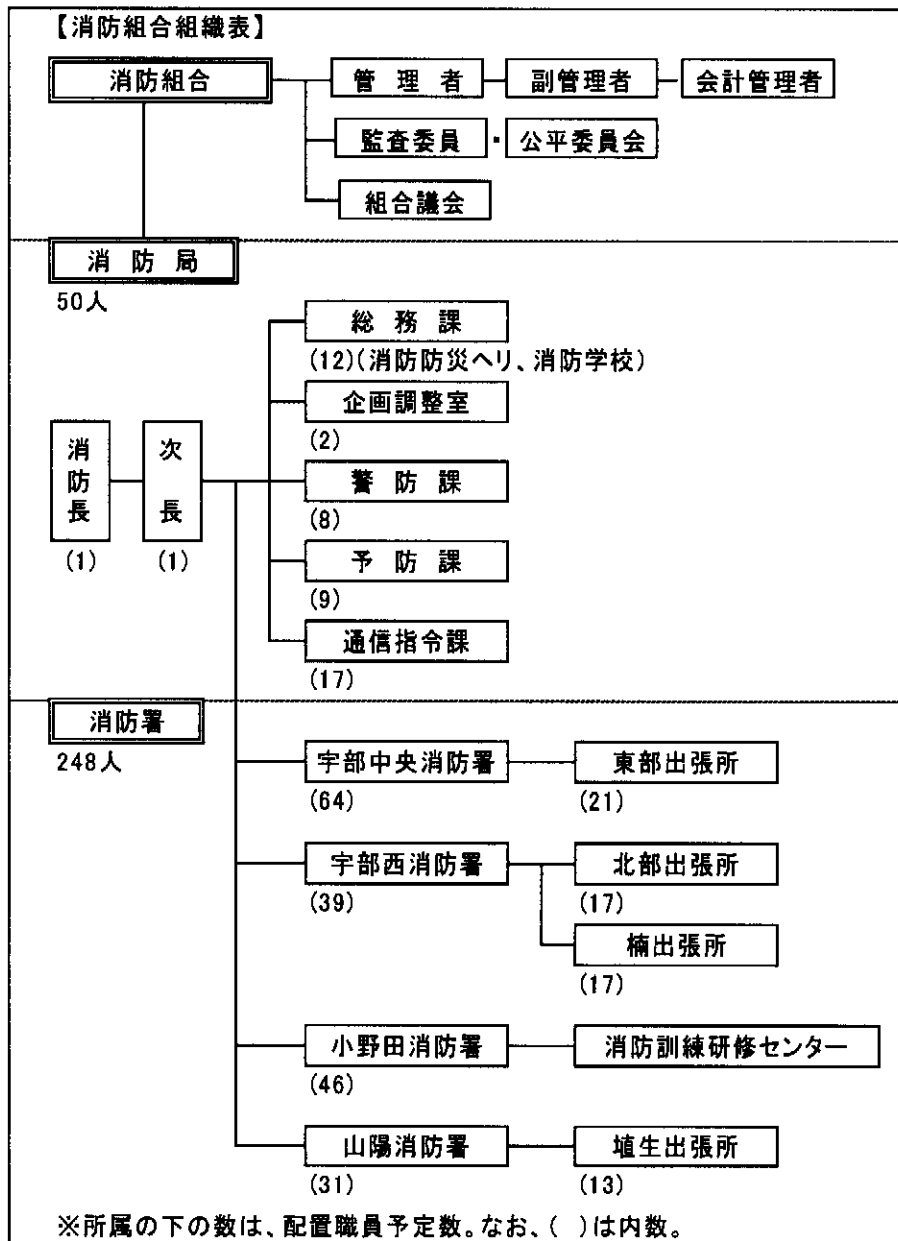
1 隔日勤務の原則	隔日勤務者にとっては、8:30～8:30までの24時間(内、勤務時間:15時間30分)を1単位とした、2部制。																																											
2 勤務時間	隔日勤務者の勤務時間は4週間を平均し、1週間あたり38時間45分。																																											
3 勤務時間の区分	昼間勤務8:30～17:15、夜間勤務17:15～8:30。																																											
4 休憩及び仮眠時間	昼間勤務～1時間、夜間勤務～1時間30分の休憩時間及び6時間の仮眠時間。																																											
5 隔日勤務者の基本的勤務パターン	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務日等</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>														日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	勤務日等	○	△	○	△	×	×	○	△	○	△	○	△	×	×
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14																														
勤務日等	○	△	○	△	×	×	○	△	○	△	○	△	×	×																														
	※○:勤務 8:30～翌8:30の24時間(勤務時間 15時間30分)																																											
	△:非番(勤務を要しない時間)																																											
	×:休日(勤務を要しない日)																																											

3 人事、処遇

(1) 定員配置

職員定数は、署・所の適正職員数を勘案し、平成 22 年(2010 年)4 月 1 日現在の実員「298 人」(宇部市:194 人、山陽小野田市:104 人)とする。

職員配置は、「本部部門を統合効率化し、署・所の充実強化を図る。」



(2) 採用計画

新規職員の採用は、「定数の欠員補充とする。ただし、退職者が多い場合、定数内で再任用を活用する。」

今後 10 年で約 100 人(職員の 1/3)が退職となることから、大量退職による一時的な消防力の低下を防ぐため、再任用の活用や年齢構成の均一化を図る採用計画を策定する。また、今後、定年延長制度が実施された場合の対応も研究する。

(3) 身分（任用、階級等）

職員の身分の取り扱いは、宇部市及び山陽小野田市の消防職員は、市を退職し組合消防で採用することとし、「組合消防の職員として身分を統一する。」

階級は、「消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）」により、「消防長の階級を消防正監とし、組織にあわせ階級、補職を適切に配置する。」

【消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）】

消防本部の規模	消防長の階級	消防長以外の消防吏員の階級	備考
特別区（東京消防庁）	消防総監	消防司令、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、（消防副士長）、消防士	
指定都市（指定都市の加入する組合を含む）	消防司令	消防正監以下	
消防吏員数200人以上又は人口30万以上	消防正監	消防監以下	宇部・山陽小野田組合消防
消防吏員数100人以上又は人口10万以上	消防監	消防司令長以下	・宇部市 ・山陽小野田市
その他	消防司令長	消防司令以下	

なお、階級別の職員数は、類似消防本部の構成比を上回らないよう留意する。また、上位の階級が類似消防本部の構成比に満たない場合は、その範囲内で下位の階級の職員を増やすことができるものとする。

【類似消防本部の階級別構成比（職員数250人～350人の16消防本部）】

階級	消防監以上	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長以下
構成比(%)	1.8	4.4	12.8	26.9	54.1

H23.4.1現在

【上記構成比による当消防局（298人）階級別職員数】

階級	消防監以上	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長以下
職員数(人)	5	13	38	80	162

(4) 給与（諸手当含む。）

給料表は、現在、宇部市及び山陽小野田市とも国家公務員行政職給料表（一）に準拠し、宇部市が8級制、山陽小野田市が7級制を採用している。

全国的に見ると消防職員に適用されている給料表は、国の行政職給料表と公安職給料表に準じた給料表があるが、国の通知（昭和26年3月16日国消警発58号国家消防庁管理局長）において、消防職員については、国の公安職給料表に準じた給料表を適用することが望ましいとあることから、組合消防の給料表は、「8級制（国家公務員公安職給料表（一）準拠）に統一し、格付ける。なお、現給は保障するものとする。また、格差の是正については、広域化後3年以内に順次調整する。」

諸手当は、「原則、宇部市の制度に統一する。ただし、住居手当、通勤手当及び特殊勤務手当は、合理的なものに見直しを行なう。」

(5) 福利厚生

共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度は、「関係法規に基づき適切に実施する。」

職員の互助制度は、「新たな共済会を設置する。」

(6) 教育、訓練及び研修

教育、訓練及び研修は、救急業務及び予防業務等の高度化、専門化に対応すべく「消防大学校、山口県消防学校等の研修施設を活用し、計画的な人材育成を図る。」また、「救急救命士関係の研修は、研修病院等と連携し、時代に即した救急救命士の養成を図る。」

【研修実績(過去3年間)】

研修機関等	研修名	宇 部 市				山陽小野田市			
		H20年度	H21年度	H22年度	計	H20年度	H21年度	H22年度	計
消防大学校	幹 部 科								
	新任消防長科			1	1	1		1	2
	警 防 科	1			1				1
	救 助 科		1		1				1
	火災調査科			1	1				1
山口県消防学校	初任教育	2	4		6	3	5	4	12
	上級幹部科			1	1			1	1
	中級幹部科			1	1				1
	予 防 科	1	1	1	3				3
	火災調査科	1	1		2	1	1	1	3
	救 助 科	2	1	2	5	1	1	1	3
	特殊災害科	2	1	2	5				5
	救急科	6	7	3	16	4	7	6	17
	惨事ストレス研修	2	2	2	6		2	2	4
救命士関係	救急救命士養成研修	1	1	1	3				3
	就業前研修	1	1	2	4	2		1	3
	再教育研修	8	8	8	24	3	4	3	10
	気管挿管研修	2	2	2	6	1	1	1	3
	薬剤投与研修	4	3	4	11	3	3	3	9
ひとづくり財団	法制執務Ⅰ		1	1	2				2
	法制執務Ⅱ			1	1				1
	地方自治法	1	1	1	3				3
	地方公務員法	1	1	1	3				3
	情報公開	1			1				1
	危機管理		1	1	2			1	1
	公務員倫理	1			1				1
	メンタルヘルスとカウンセリングマインド	1	1	1	3				3
	契約事務			1	1				1
	地方公会計制度自治体改革			1	1				1
タイムマネジメント							1	1	
その他	労働安全衛生研修	適 宜							
	新任管理職・係長研修(市)								

4 施設整備

(1) 消防施設等整備計画

消防施設整備計画は、「広域化後に整備する通信指令システム整備等を加え、統合した新たな計画を策定する。」

【両市の整備課題】

宇 部 市	山陽小野田市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 楠出張所建設事業 ・ 消防用車両の定期更新 ・ 防火水槽整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山陽消防署建設事業 ・ 大型高所放水車オーバーホール ・ 消防用車両の定期更新 ・ 防火水槽整備

(2) 通信指令システム（無線デジタル化含む。）

新通信指令システム（無線デジタル化含む。）は、「広域化後に整備し、平成26年（2014年）4月運用開始を目指す。なお、整備するまでの間は、現行の2指令センター（宇部市及び山陽小野田市）で運用する。」

【通信指令システム整備概要】

通信指令システム整備	無線デジタル化整備
(仕様) 高機能消防指令センター(II型)	(整備数) ・基地局無線装置 3箇所 ・卓上型固定移動局無線装置 7機 ・車載型移動局無線装置 79機 ・携帯型移動局無線装置 80機

5 経費

(1) 経費負担割合

経費負担割合は、次のとおりとする。

- 1 経費負担（施設整備を除く。）は、基準財政需要額割を基本とする。
- 2 施設整備は、次のとおりとする。
 - ① 署・所の建設及び署・所に配置する消防ポンプ車、救急車及び連絡車は、署・所の属する市が負担する。
 - ② 上記以外の車両の購入及び各市の要望による施設整備は、別に負担割合を協議する。

【過去5年間の基準財政需要額(消防分)による割合】

(千円)

	基準財政需要額(消防分)			割合	
	宇部市	山陽小野田市	合計	宇部市	山陽小野田市
H18	1,958,837	961,187	2,920,024	67%	33%
H19	1,932,715	949,358	2,882,073	67%	33%
H20	1,932,698	957,445	2,890,143	67%	33%
H21	2,002,946	998,910	3,001,856	67%	33%
H22	2,096,950	1,049,541	3,146,491	67%	33%
平均	1,984,829	983,288	2,968,117	67%	33%

(2) 財産取扱

財産取扱は、原則、次のとおりとする。

「既存財産は、無償貸与又は無償譲渡とし、債務は引き継がない。」

「組合設置後に、経費負担割合により取得した財産は、債務も組合とする。」

6 組合運営

(1) 一部事務組合の運営

一部事務組合の設置は、「特別地方公共団体」を設置することであり、新たに組合を運営するための事務が発生する。

「この組合運営事務は、構成市の支援を受け実施する。また、支援を受けるに当たって必要な経費は、組合が負担する。」

【構成市から支援を受ける主な事務】

宇部市から支援を受ける事務	両市から支援を受ける事務
<ul style="list-style-type: none">・ 監査事務・ 公平委員会事務（共同設置）・ 職員給与関係事務・ 出納事務・ 例規審査事務・ 電子情報の安全対策に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 情報公開、個人情報保護に関する事務・ 総合計画、行財政改革等の計画立案、実施に関する事務・ 建物等の設計、施工管理に関する事務・ 工事検査に関する事務・ 入札管理に関する事務・ 議会運営に関する事務・ 広報等に関する事務

(2) システム関係（財務会計、人事給与等）

組合を運営するために構築するシステムは、次のとおりとする。

「① 人事給与システム ～ 宇部市のシステムを活用する。」

「② 財務会計、文書管理システム ～ 独自システムを導入する。」

（※ 財務会計システムの選定にあつては、宇部市からの出納事務の支援を考慮する。）

第4章 構成市の防災に係る関係機関との連携に関する事項

1 防災・国民保護担当部局との連携

宇部・山陽小野田消防組合と構成市は、災害又は武力攻撃事態が発生した場合、相互に協力し、災害防除あるいは国民保護措置活動を適切に実施するため、相互間の連携体制を構築しておく必要がある。

そのために、次のような方策をとる。

- ① 組合消防職員を構成市職員として併任し、構成市の防災会議委員、災害対策本部員等として参画する。
- ② 構成市に災害対策本部等が設置された場合は、組合消防職員を派遣し、構成市と一体となった活動を行う。
- ③ 構成市の防災・国民保護担当部局と人事交流を行い、情報の共有化を図り、防災対策等を連携して行う。

2 消防団との連携

(1) 構成市の消防団との連携

宇部・山陽小野田消防組合と構成市の消防団は、災害現場活動において相互間の連携、協力体制を構築しておく必要がある。そのために、「定期的な連絡会議等を開催し」、平常時から連携、協力体制を確認し、その強化に努める。

(2) 構成市の消防団事務への協力

宇部市消防団宇部消防団及び山陽小野田市消防団の事務は、従前、両消防本部において行っていたが、常備消防の広域化により消防本部の行っていた消防団事務は、構成市において行うようになる。

しかし、構成市においては消防団事務を行うスタッフ及びノウハウが無く組合消防の協力が不可欠となることから、次のような方策をとる。

「組合消防職員を構成市の職員として併任し、組合消防で実施する。

なお、組合消防が構成市の消防団事務を行うにあたり、必要となる経費は構成市が負担する。」

【消防団の状況】

宇 部 市	山陽小野田市
宇部市消防団 ① 宇部消防団 1本部、4方面隊、11分団 条例定数：520人 ※消防団事務は、宇部市消防本部において実施 ② 楠消防団 1本部、7分団 条例定数：180人 ※消防団事務は、宇部市楠総合支所において実施（広域化後も同様とする。）	山陽小野田市消防団 1本部、3方面隊、13分団 条例定数：485人 ※消防団事務は、山陽小野田市消防本部において実施

第5章 消防協力団体の運営及び医療機関との連携に関する事項

1 消防協力団体の運営

両市には、消防関係法令の周知徹底、火災予防思想の普及啓発などを目的として、企業レベルでは、防災協会や危険物安全協会、そして市民レベルでは、防火委員会を構成する幼少年婦人防火クラブが、消防協力団体として設立されており、消防本部と連携をとり活動を展開している。

両消防本部は、これらの団体運営に深く関係していることから、消防の広域化に際してはこれらの団体運営も検討し、各団体の協力と理解を得ながら効率化しなければならない。

そのために、次のような方策をとる。

企業レベルの「宇部市防災協会、山陽小野田市危険物安全協会及び山陽小野田市化学消火薬剤共同備蓄会」の3団体は、消防広域化にあわせて統一を目指す。」

市民レベルの「宇部市防火委員会及び山陽小野田市防火委員会」の2団体は、消防広域化にあわせて統一を目指す。」

2 医療機関との連携

救急搬送において、搬送先医療機関が速やかに決まらない事案や救急搬送件数の増加が社会問題化しており、それらが、救急搬送時間を長時間化する事案の要因として指摘されている。

国の消防審議会においても、「救急搬送における病院選定から医療機関における救急医療の提供までの一連の行為を円滑に実施することが、傷病者の救命率の向上及び予後の改善等の観点から重要な課題となっている。」と指摘し、「円滑な救急搬送・受入体制を構築し、選定困難事案の解消を図るためには、搬送を行う消防機関と受入れを行う医療機関の連携が不可欠であり、両者が同じテーブルについて協議を行うための組織を設置することが必要である。」と答申している。

当地域においても、救急搬送件数の増加や救急搬送時間の長時間化は顕在化しており、今後もこの傾向は続くと考えられることから、広域化を契機に、「救急搬送体制の強化及び円滑化を図り、さらなる市民サービス向上を推進するため、両市健康福祉部を中心に、消防及び医療機関（山口大学附属病院、両市の救急告示病院及び医師会）が協議する場を設け、連携体制を構築する。」